○家庭裁判所及び児童相談所に書類等を送達する際の送達簿の運用について 令和2年2月18日

/警察本部各部、所属の長/警察学校長/各方面本部長/各警察署長/宛て 家庭裁判所及び児童相談所に対する書類等の送達については、「家庭裁判所及び児童

道本少第3700号(安対合同)

相談所に書類等を送達する際の送達簿の運用について」(平30.12.26道本少第2886号。 以下「旧通達」という。)により実施してきたところであるが、この度、文書分類表の 見直しに伴い、送達簿の様式を変更したので、所属職員に周知徹底し適正な運用に努め られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

※ 別記様式は省略

送達簿の運用要領

1 作成区分

- (1) 「送達簿(家庭裁判所用)」(別記第1号様式) 家庭裁判所に書類若しくは証拠物を送達する次の場合に用いること。
 - (ア) 犯罪少年事件(犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。)のうち、法定刑が罰 金以下の事件を送致し、または、関係書類を追送する場合
 - (4) 触法少年事件(触法少年に係る事件をいう。以下同じ。)の証拠物を送付する 場合
 - (ウ) ぐ犯少年事件(ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。)を送致、追送致、関 係書類を追送する場合
- (2) 「送達簿(児童相談所用)」(別記第2号様式) 児童相談所に書類を送達する次の場合に用いること。
 - (ア) 触法少年事件のうち、送致対象事件を送致、追送致、関係書類を追送する場合
 - (イ) 触法少年、ぐ犯少年若しくは要保護少年を要保護児童(児童福祉法(昭和22年 法律第164号) 第6条の3に規定する「要保護児童」をいう。以下同じ。) と認め 通告する場合

2 記載要領

(5)

- (1) 「番号」欄 送達簿ごとに、暦年で一連番号を記載すること。
- (2) 「送達月日」欄 送達当日の月日を記載すること。
- (3) 「送達先」欄 送達先の名称を記載すること。
- (4) 「少年の氏名」欄 当該犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年又は要保護少年の氏名を記載すること。
 - 「送致(付)理由、罪名(手口)等」の記載 犯罪少年事件については、罪名(手口を記載する場合は、括弧書きする。)を、 触法少年事件については、触法と明記した上で触法行為の罪名(手口を記載する場 合は、括弧書きする。)を、ぐ犯少年事件については、ぐ犯と明記した上で主要な

ぐ犯行為を、要保護児童については、要保護児童と明記した上でその態様を、それ ぞれ記載すること。

(記載例)

- ・犯罪少年事件の場合 軽犯罪法違反(凶器携帯)
- ・触法少年事件の場合 触法(強制性交等)、触法(窃盗:空き巣ねらい)
- ・ぐ犯少年事件の場合 ぐ犯(家出)、ぐ犯(薬物乱用)、ぐ犯(性的逸脱)
- ・要保護少年事案の場合 要保護児童(虐待)、要保護児童(保護者無し)、 要保護児童(棄児)
- (6) 「書類、証拠物」及び「書類」欄

書類又は証拠物の名称を簡記すること。

(記載例)

- ・少年事件送致書(捜査報告書等○通、証拠物~はり札等○点)
- ·少年事件簡易送致書(捜査報告書等○通)
- ・触法少年事件送致書(調査報告書等○通)
- ・証拠物送付書(証拠物~○○○等○点)
- ・ぐ犯少年事件送致書(調査報告書等○通)
- ・児童通告書(調査概要結果通知書等○通)
- (7) 「送達者印」欄

送達を担当する警察職員が押印すること。

- (8) 「受領月日」及び「受領者印」欄 送達先の受領担当者から受領月日の記載と押印を受けること。
- (9) 「備考」欄

児童通告書を簡易書留により郵送した場合は、備考欄に「郵便局名、書留番号」 を記載し、後日、当該児童相談所に対し、受領月日及び担当者名を確認し追記する こと。